

(外交防衛委員会)

二千二十二年の国際コーヒー協定の締結について承認を求めるの件(閣条第一〇号) (衆議院

送付) 要旨

この協定は、二千七年の国際コーヒー協定の有効期間が二〇二四年(令和六年)二月一日までとなつてい  
るため、これに代わる新たな国際コーヒー協定として、二〇二二年(令和四年)六月九日に国際コーヒー理  
事会(以下「理事会」という。)の第百三十三回会合において採択されたものである。

この協定は、前文、本文五十五箇条、末文、一の附属書及び理事会決議第四百七十七号から成り、国際  
コーヒー機関の組織、コーヒーに関する情報の交換、持続可能なコーヒー産業の実現のための国際協力及び  
官民連携等について定めるものである。二千七年の国際コーヒー協定との主な相違点は、次のとおりであ  
る。

一、この協定が貢献すべき開発目標の一つとして持続可能な開発目標(SDGs)が特記され、また、コー  
ヒー生産者(特に小規模コーヒー生産者)の繁栄を目的とした支援について新たに規定されるなど、コー  
ヒー産業を持続的に発展させることに重点が置かれた。

二、二千七年の国際コーヒー協定において理事会の下に設置されていた消費振興及び市場動向に関する委員会及び事業計画に関する委員会が廃止され、新たに経済に関する委員会が設置された。また、補助機関である民間部門諮問委員会及びコーヒー産業における金融に関する協議のフォーラムが廃止され、新たに賛助加盟員会及びコーヒー官民作業部会が設置された。

三、各加盟国が有する票数について、各加盟国のコーヒーの輸出又は輸入の数量に基づいて決定する方式から、輸出又は輸入の数量及び価額に基づいて決定する方式に変更された。また、各加盟国が支払う分担金の額について、各加盟国が有する票数に比例させる方式から、各加盟国のコーヒーの貿易の数量及び価額に基づいて決定する方式に変更された。

なお、この協定は、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずる。